

災害時等における資機材の賃貸借に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）とトヨタL&F岡山株式会社（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害、武力攻撃等に起因する大規模な災害若しくは事態が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における資機材の賃貸借について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時等において、乙に対し、賃貸借が可能な資機材の供給を要請することができる。

（供給資機材の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する資機材は、支援物資に係る荷役・輸送用資機材のほか、応急対策全般に係る資機材のうち、要請時点で、乙が供給できる物資とする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは口頭、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の協力）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲で資機材の優先的な供給に努めるものとする。

（資機材の運搬、引渡し）

第5条 資機材の引渡し場所、運搬経路は、甲と乙が協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合には、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 乙は、甲の要請があった場合には、乙の所有以外の資機材についても運搬を行うものとする。

3 甲は、引き渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、資機材を確認の上、受領するものとする。

4 乙は、資機材の引き渡しが完了した場合には、速やかに甲に対し、文書（様式第2号）により報告するものとする。

（車両の通行）

第6条 甲は、乙が前条の規定により資機材を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（資機材の賃貸借費用等）

第7条 乙が供給した資機材の賃貸借に係る費用は、甲又は甲が指定する地方自治体が負担するものとする。

2 乙が供給した資機材の賃貸借に係る費用の額は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準とする。

3 乙が行った資機材の運搬に係る費用の額は、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲が借り受けた資機材の賃貸借に係る費用は、乙からの請求後、速やかに乙に支払うものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病に罹ったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令の定めるところによるものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、資機材の供給に支障をきたさないよう、事前に連絡責任者を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の報告を毎年4月に行うものとし、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度行うものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間有効とし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

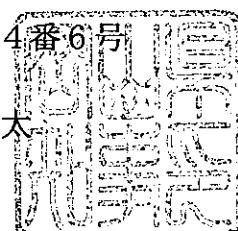
平成29年11月13日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事

伊原木 隆太



乙 岡山県岡山市北区久米160番地

トヨタ L & F 岡山株式会社

代表取締役社長 末長 一範

